

Ⅲ 海、河川・湖沼（内水面）を利用する者の守るべきルール

水産資源の保護培養及び漁業調整を図るために、県漁業調整規則等の漁業関係法令には、種々の制限、禁止の規定が設けられています。漁業者はもとより海を利用する者みんながこれらのルールを守り秩序ある行動を行ってください。

1 海面関係

(1) 海面における採捕禁止期間（県漁業調整規則第33条）

水産動物の産卵期や幼稚仔期における採捕を禁止して、繁殖保護を図るため、次のとおり採捕禁止期間が定められています。

水産動物名	採捕禁止期間
あわび	11月1日から12月31日まで
とこぶし	10月1日から翌年4月30日まで
いせえび類	5月1日から8月20日まで
あさひがに	6月1日から7月31日まで

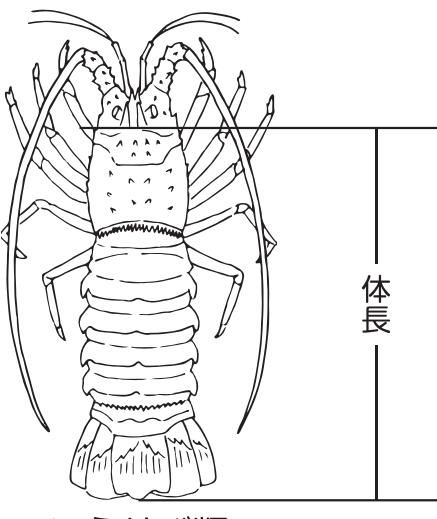
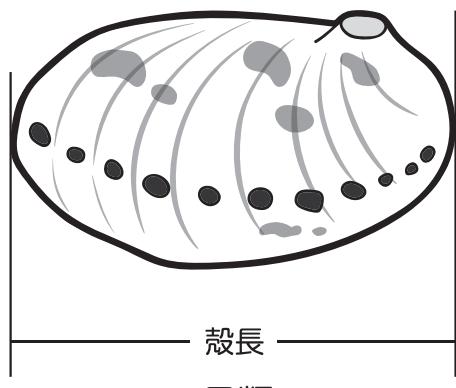
また、これに違反して採捕した漁獲物の所持、販売も禁止されています。

(2) 海産魚介類の体長などの採捕制限（県漁業調整規則第34条）

水産動物の幼稚仔を採捕することは、資源の保護や次の世代の再生産に大きく影響を及ぼします。そのため次のように体長などの大きさによる制限をし、採捕を禁止しています。

また、これに違反して採捕した漁獲物の所持、販売も禁止されています。

水産動物名	採 捕 制 限
ば か が い	殻長 5cm 以下 採捕禁止
さつまあかがい (含あけがい)	殻長 3cm 以下 //
つきひがい	殻長 8cm 以下 //
いたやがい	殻長 8cm 以下 //
くろちょうがい	殻長 9cm 以下 //
ま べ	殻長 12cm 以下 //
と こ ぶ し	殻長 5cm 以下 //
あ わ び	殻長 10cm 以下 //
いせえび類	体長(眼のくぼみ後縁から尾節の末端まで) 13cm 以下
う な ぎ	全長 21cm 以下 //
ぶり(もじやこ)	体長 15cm 以下 //



(3) 漁業調整委員会指示による海産魚の体長制限など

① 漁業調整委員会とは

漁業調整委員会とは、漁場の総合的な高度利用による生産力の向上と漁業紛争の防止、解決を図るため、漁業法の規定に基づき設置された行政委員会です。海面の場合には海区漁業調整委員会（本県の場合、鹿児島海区、熊毛海区、奄美大島海区、これらを統轄する連合海区の各委員会）、河川・湖沼には内水面漁場管理委員会が設置されています。

これらの委員会は、漁業権の免許や漁業調整にかかる知事の諮問に対する答申、地域的な漁業調整を図ることなど広い範囲の権限、機能を持っています。

② 漁業調整委員会指示とは

漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護、漁業権の行使、漁場の利用に関する紛争の防止や解決、その他漁業調整上必要があるときは、漁業法の規定に基づき、関係者に対し水産動植物の採捕に関する制限又は禁止等必要な「指示」（これを「漁業調整委員会指示」といいます。）をすることができます。ここでいう関係者には、漁業者はもちろん遊漁者、海洋性レクリエーション関係者も対象となり、この指示の適用を受けますので十分注意してください。

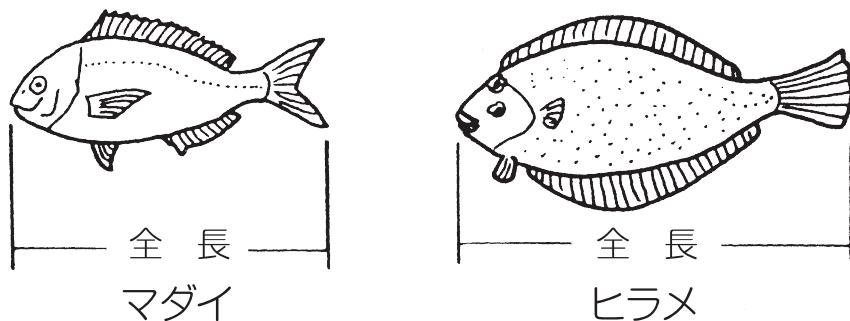
もし、この指示に違反した場合、知事は漁業調整委員会からの申請に基づき、違反者に対し指示に従うよう命ずることができます、知事の命令に従わないときは罰則が適用されます。

現在、本県では、マダイ及びヒラメの体長制限、浮魚礁の設置などについて指示がなされています。

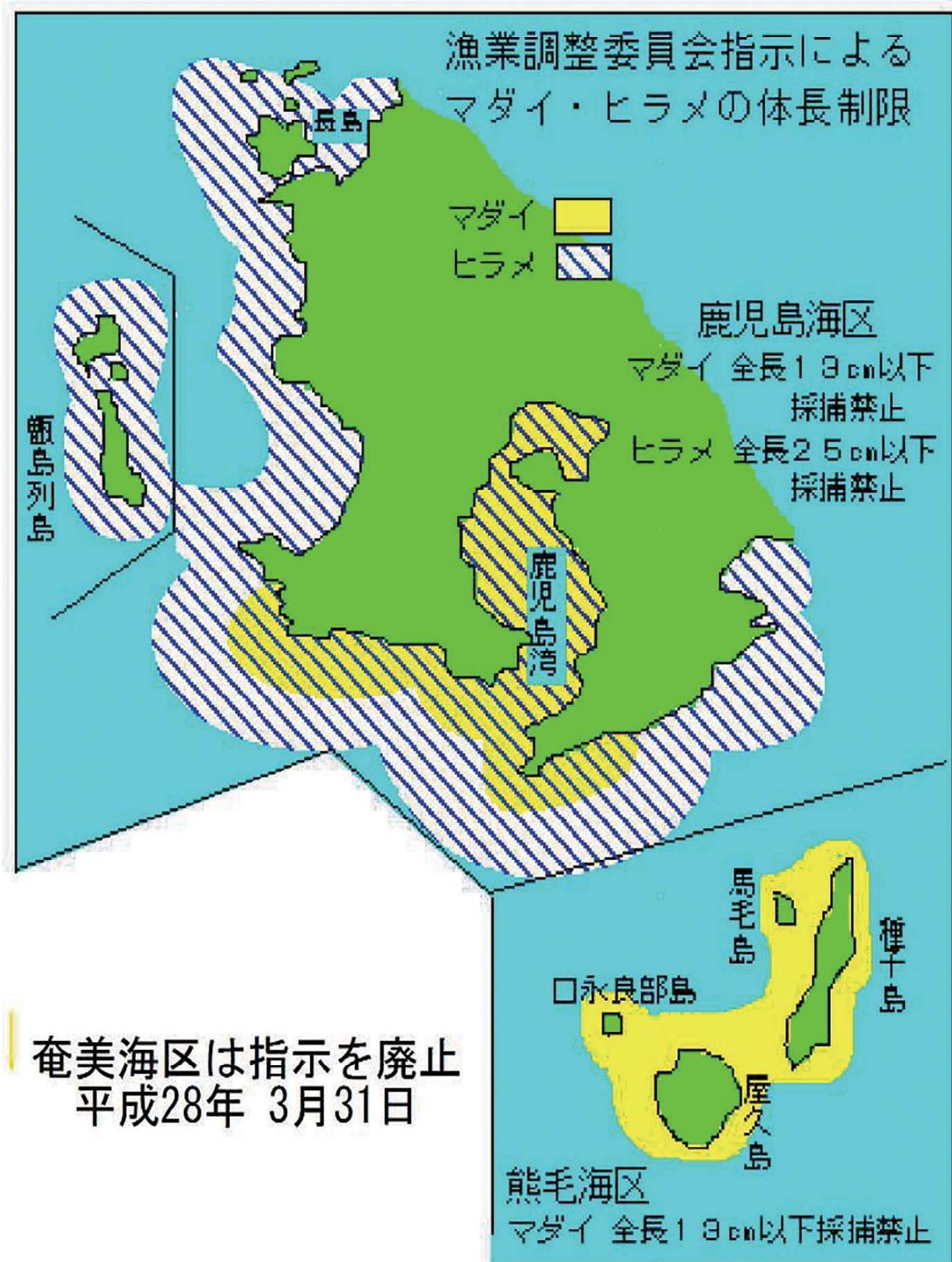
また、ウナギ資源の保護を図るため、平成25年5月に漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会からウナギの採捕規制に係る指示がなされています。

③ 主な漁業調整委員会指示

海域	水産動物名	指示の内容
南薩, 鹿児島湾, 南大隅, 熊毛	マダイ	全長 <u>13cm</u> 以下採捕禁止
本土	ヒラメ	全長 <u>25cm</u> 以下採捕禁止



※ 鹿児島湾, 北薩, 南薩, 南大隅, 熊毛海域においては, 漁業者は自主規制措置として, さらに全長15cm以下のマダイは採捕しないようにしていますので関係者のご協力をお願いします。



漁業調整委員会等指示によるウナギ採捕規制
(令和6年3月現在)

- 禁止する水産動物：全長21cmを超える「うなぎ」
- 禁止期間：毎年10月1日から2月末まで
- 禁止区域：鹿児島海域・熊毛海域、内水面（奄美地域を除く）



(4) 海面において禁止されている漁具・漁法など

漁業調整規則、水産資源保護法により水産動植物の繁殖保護上使用を禁止している漁具・漁法は次のとおりです。

- ① 水中に電流を通じての採捕禁止
- ② 爆発物や水産動植物をまひさせ又は死なせる有毒物を使用しての採捕禁止
- ③ 水産動植物に有毒な物を捨てたり、流すことの禁止

(5) 海面において制限されている遊漁者の漁具・漁法等

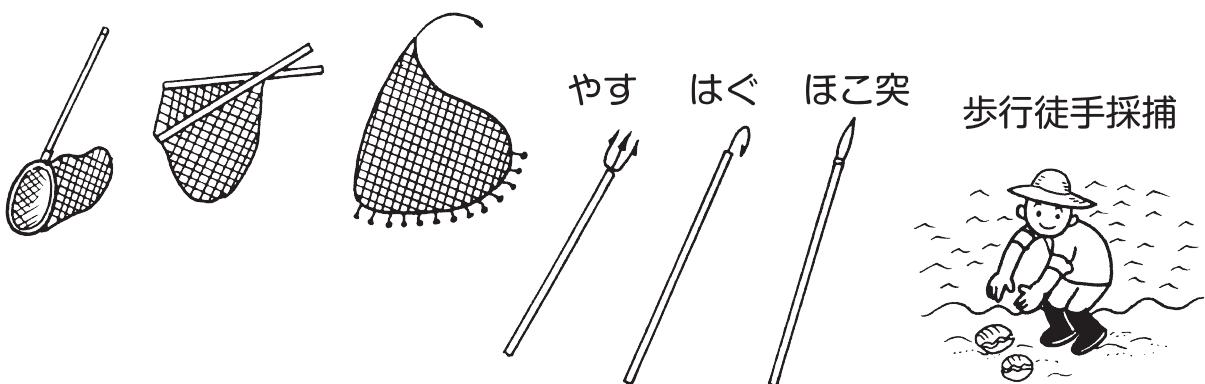
漁業調整規則により、遊漁者は次に示す漁具・漁法以外では水産動植物の採捕はできません。(県漁業調整規則第44条)

- ① さおづり及び手づり
- ② たも網及びさ手網
- ③ 投網(船を使用しないものに限る。)
- ④ やす、はぐ、ほこ突
- ⑤ 徒手採捕(潜水器及び簡易潜水器を使用するものを除く)

海洋性レクリエーション関係者もこの適用を受けますので、十分注意してください。

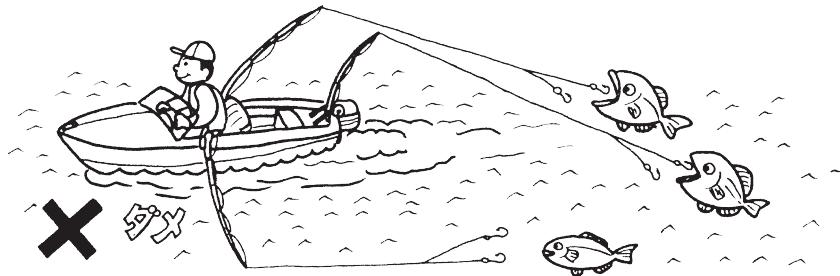
なお、水産動植物のなかには、漁業権の内容になっているものもあり、採捕に当たっては十分注意が必要です。(イセエビ、アワビ、ナマコ、トコブシなど)

たも網 さ手網 投網



【遊漁者が使用できない道具や採捕方法】

以下の方法は、遊漁者に認められていない方法の代表例です。
罰則の対象となる可能性がありますので、十分注意して下さい。



トローリング（ひき縄）の禁止

トローリング（ひき縄）は禁止されています。
一本釣りは、さおづり、手づり、ひき縄づりに分類されますが、
さおづり、手づりのみが許されています。



※一般レジャーの方は、水中銃を使用した水産動植物の採捕は禁止されています。

潜水器、簡易潜水器の使用禁止

簡易潜水器（アクアラング等）を使用した水産動植物の採捕は禁止されています。特に、レクリエーションでダイビングをする場合には、注意が必要です。



チョッキ銛の使用禁止

(6) マチ類の資源管理について

国は、悪化している我が国周辺の水産資源の積極的な回復を図るため、平成13年度に資源回復制度を創設しました。

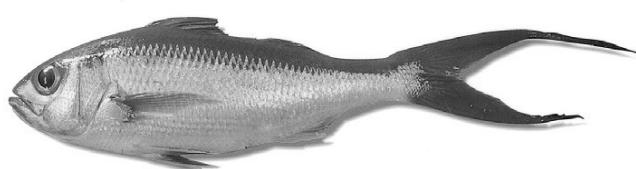
本県関係では、鹿児島県と沖縄県の海域におけるマチ類（アオダイ、ハマダイ、ヒメダイ、オオヒメ）について、平成17年4月に、「南西諸島海域マチ類資源回復計画」が作成、公表され、保護区を設定するなどして資源の回復を図っています。

本県では、熊毛地区9力所、奄美地区10力所の保護区が設定されており、漁業者が自主的に周年禁漁等を実施し、マチ類の資源保護に取り組んでいますので、遊漁者の皆様のご協力をお願いします。

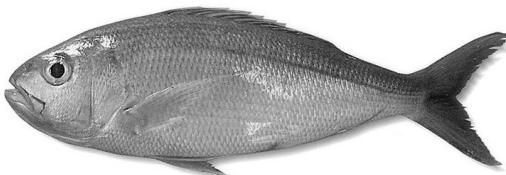
漁業者が自主的に保護区を設け資源の回復に取り組んでいるので協力を !!



アオダイ (ホタカ)



ハマダイ (チビキ)



オオヒメ (マルマツ・クロマツ)



ヒメダイ (イナゴ・コマツ)